4 選挙事務執行体制等

(1)第25回参議院議員通常選挙事務分担表

委員長 相見 慎 委員長代理 英 義人 委員 大口 久志 委員 藤村実千子

| 連番 | | | | 委員 藤村実千子 |
|---|----|-------------------------------|-------------|----------|
| 総括 | 係名 | 事務分担 | | 28:32名) |
| 選挙事務の連絡調整に関すること 換田次長 機尾補佐 換田次長 機工補佐 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中倉係長 快田次長 機工補佐 中倉係長 快田次長 機工 中倉係長 快田次長 一章係長 機工 中倉係長 快田次長 機工 中倉係長 快田次長 機工 中倉係長 快田次長 一章係長 機工 中倉係長 機工 中倉係長 機工 中倉係長 機工 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中力 後妻管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中倉係長 中村書記 中倉係長 中村書記 東田書記 | | | | |
| ○選挙事務の連絡調整に関すること 柴田次長 糠尾楠佐 中倉係長 中村書記 中倉係長 中村書記 中倉係長 中村書記 中倉係長 中村書記 中部記 中村書記 中部記 | 総括 | ○選挙事務の総括に関すること | | · |
| ○報道機関等への情報提供に関すること | | | | |
| 管理 ○諸規程の整備に関すること ○選挙管理委員会の議案に関すること ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること ○世級公報道機関との連絡に関すること ○他の係に属しない事項に関すること ○他の係に属しない事項に関すること ○他の保いに関すること ○性諸人との管理に関すること ○世級公報に関すること ○世級公報に関すること ○世級の作製に関すること ○世級の作製に関すること ○大塚書配 ○本在者投票等事務諸用紙の作製に関すること ○佐輔者公営に関する話用紙の作製に関すること ○佐輔者公営に関する諸用紙の作製に関すること ○佐輔名公営に関する諸用紙の作製に関すること ○投・開票連報に関すること ○投・開票連報に関すること ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送に関すること ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送に関すること ○日願書を発生の作製・企画コンペに関すること ○日願者の作製・企画コンペに関すること ○日願者の作製・企画コンペに関すること ○日願るい選挙権進大会に関すること ○市町村の啓発事業に関すること ○投・開票連報に関すること ○投・開票連報に関すること ○投・開票連報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票連報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票連報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票連報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票連報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票連報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票連報に用いる物資の作製に関すること ○投・開票連報・田の本の・ (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 本書記 ・ (情報政策課) 庶 (情報政策課) | | ○選挙事務の連絡調整に関すること | | *** |
| 係 ○選挙管理委員会の議案に関すること ○選挙管理委員会、選挙 (分会) 長の告示に関すること ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること ○取締機関及び報道機関との連絡に関すること ○他の係に属しない事項に関すること ○他の係に属しない事項に関すること ○他の係に属しない事項に関すること ○他の係に属しない事項に関すること ○他の係に関すること ○他の係に関すること ○性の場合に関すること ○性の場合に関すること ○性の場合に関すること ○技楽用紙の作製に関すること ○技楽用紙の作製に関すること ○検補者公営に関する話用紙の作製に関すること ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること ○成治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること ○成治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること ○成治団体関係諸用紙の作製に関すること ○政治団体関係諸用紙の作製に関すること ○大塚書記 ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○大塚書記 ○大塚書記 ○大塚書記 ○大塚書記 ○大塚書記 ○大塚書記 ○大塚書記 ○大塚書記 ○大塚書記 ○所と書記 ○大塚書記 ○所と書記 ○大塚書記 ○所と書記 ○大塚書記 ○所と書記 ○本様に関すること ○を発わ資の作製・に関すること ○を発わ資の作製・企画コンペに関すること ○の答称を発に関すること ○明るい選挙推進大会に関すること ○財のお別で表し、大塚書記 ・大塚書記 ・ 本書記 ・大塚書記 ・ 本書記 ・ 大塚書記 ・ 大塚書記 ・ 本書記 ・ 大塚書記 ・ 本書記 ・ 大塚書記 ・ 本書記 ・ 大塚書記 ・ 本書記 ・ 大塚書記 ・ 大塚書記 ・ 本書記 ・ 大塚書記 ・ 大塚書記 ・ 大塚書記 ・ 本書記 ・ 大塚書記 ・ 大塚音楽が表し ・ 大塚書記 ・ 大塚書記 ・ 大塚音楽が表し ・ 大塚音楽 | | | | |
| ○選挙管理委員会、選挙 (分会) 長の告示に関すること ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること ○取締機関及び報道機関との連絡に関すること (管理執行関係) ○選挙事務の一般管理に関すること (他の係に属しない事項に関すること 一他の係に属しない事項に関すること (力変見放送に関すること (世代表金の管理に関すること (中倉係長 (世別のでは、) (世別の | 管理 | | 中倉係長 | 柴田次長 |
| ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること ○取締機関及び報道機関との連絡に関すること(管理執行関係) ○選挙事務の一般管理に関すること ○他の係に属しない事項に関すること 一他の係に属しない事項に関すること 一他の係に属しない事項に関すること 「清水補佐 中倉係長 栗田書記 山内補佐 常田書記 中倉係長 不在者投票等事務諸用紙の作製に関すること 「高根県選管」 前尾書記 「高根県選管」 前尾書記 (高根県選管) 前尾書記 (高根県選管) 前尾書記 (高根県選管) 有尾書記 (高根県選管) 有尾書記 (高根県選管) 有尾書記 (高根県選管) 有尾書記 (高根県選管) 有尾書記 (高根県選管) 有尾書記 (高根県選管) 大塚書記 が長書記 大塚書記 前尾書記 大塚書記 前水補佐 (本籍) 京本補佐 第月書記 「古水補佐」 下本補佐 第月書記 「田田本の教育の作製・企画コンペに関すること 「選承参事・島谷補佐」 長尾書記 長尾書記 「中倉係長」 大郎書記 「大郎書記」 長尾書記 「東部書記」 「大郎書記」 長尾書記 「大郎書記」 「中倉係長」」 「伊倉係長」」 「伊倉係長」」 「伊倉係長」」 「「韓郎政策課」」 「原務経理の総括に関すること」 「「韓郎政策課」」 「「韓郎政策課」」 「「韓郎政策課」」 「「韓郎政策課」」 「「韓郎政策課」」 「「東京報」」 「「韓郎政策課」」 「「韓和政策課」」 「「韓和政策書」」 「「韓和政策課」」 「「韓和政策理」」 「「韓和政策理」 | 係 | ○選挙管理委員会の議案に関すること | | |
| □取締機関及び報道機関との連絡に関すること(管理執行関係) ○選挙事務の一般管理に関すること ○供託金の管理に関すること ○他の係に属しない事項に関すること 市町 ○選挙公報に関すること (対しての場所に関すること (対しての場所に関すること (対しての場所に関すること (対しての場所を関すること (対しての場所を関すること (対しての場所を関すること (が、)のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | | ○選挙管理委員会、選挙(分会)長の告示に関すること | 小谷書記 | |
| ○選挙事務の一般管理に関すること ○供託金の管理に関すること ○他の係に属しない事項に関すること ○他の係に属しない事項に関すること 「市町 ○選挙公報に関すること 「対 ○政見放送に関すること 「対 ○政見放送に関すること 「対 ○ 政党 (| | ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関すること | | |
| ○供託金の管理に関すること ○他の係に属しない事項に関すること 市町 ○選挙公報に関すること 一 ○政見放送に関すること 一 ○政見放送に関すること 一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | ○取締機関及び報道機関との連絡に関すること(管理執行関係) | | |
| □他の係に属しない事項に関すること □ □ 選挙公報に関すること □ □ 対 □ 対 □ 対 □ 対 □ 対 □ 対 □ 対 □ 対 □ 対 □ | | ○選挙事務の一般管理に関すること | | |
| 市町 | | ○供託金の管理に関すること | | |
| 村 () 政見放送に関すること | | ○他の係に属しない事項に関すること | | |
| 候補 ○投票用紙の作製に関すること ○本任者投票等事務諸用紙の作製に関すること ○立候補届出諸用紙の作製に関すること ○は使補者公営に関する諸用紙の作製に関すること ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○佐持者への情報共有に関すること ○佐持書記 ○大塚書記 市尾書記 大塚書記 市尾書記 大塚書記 市尾書記 大塚書記 市尾書記 大塚書記 市尾書記 大塚書記 市尾書記 大塚書記 市本補佐 海水補佐 (島根県選管) 大塚書記 市尾書記 大塚書記 市屋書記 市町村の接近関すること ○本藤田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 市町 | ○選挙公報に関すること | 山内補佐 | 栗田書記 |
| 番 | 村 | ○政見放送に関すること | 清水補佐 | 中倉係長 |
| 公堂 ○立候補届出諸用紙の作製に関すること ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関すること ○成治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること ○規覚障害者への情報共有に関すること ○規覚障害者への情報共有に関すること ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○大塚書記 | 候補 | ○投票用紙の作製に関すること | 栗田書記 | 山内補佐 |
| 係 | 者 | ○不在者投票等事務諸用紙の作製に関すること | 中村書記 | 栗田書記 |
| ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること (島根県選管) 大塚書記 ○視覚障害者への情報共有に関すること 荊尾書記 大塚書記 ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること 大塚書記 荊尾書記 ○告示日の物品交付に関すること 大塚書記 荊尾書記 ○氏名等掲示に関すること (原本書記 清水補佐 ○物資輸送に関すること (原本書記 山内補佐 ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 部内応援10人 一 啓発 ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 瀬尾補佐 ○明るい選挙推進大会に関すること 長尾書記 長尾書記 ○明るい選挙推進大会に関すること 長尾書記 長尾書記 ○市町村の啓発事業に関すること 長尾書記 朱部書記 ○投・開票速報に関すること 株書記 長尾書記 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関すること 株書記 中倉係長 ○投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること 大部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 難尾補佐 薬狩補佐 | 公営 | ○立候補届出諸用紙の作製に関すること | (島根県選管) | 荊尾書記 |
| ○視覚障害者への情報共有に関すること ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること ○告示日の物品交付に関すること ○氏名等掲示に関すること ○氏名等掲示に関すること ○称資輸送に関すること ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 下発 ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 瀬尾書記 山内補佐 一 一 一 一 一 | 係 | ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関すること | (島根県選管) | 荊尾書記 |
| ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること 大塚書記 荊尾書記 ○告示日の物品交付に関すること 大塚書記 荊尾書記 ○氏名等掲示に関すること 深津書記 清水補佐 ○物資輸送に関すること 四内補佐 ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 部内応援10人 一 啓発 ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 瀬尾補佐 ○啓発物資の作製・企画コンペに関すること 疾部書記 長尾書記 ○明るい選挙推進大会に関すること 矢部書記 長尾書記 ○市町村の啓発事業に関すること 長尾書記 大部書記 ○投・開票速報に関すること 林書記 長尾書記 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関すること 林書記 中倉係長 ○投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること 大部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 攤尾補佐 葉狩補佐 | | ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」の作製に関すること | (島根県選管) | 大塚書記 |
| ○告示日の物品交付に関すること 大塚書記 荊尾書記 ○氏名等掲示に関すること 深津書記 请水補佐 ○物資輸送に関すること 深津書記 山内補佐 ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 部内応援10人 一 啓発 ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 灘尾補佐 係 ○啓発物資の作製・企画コンペに関すること 英郎書記 長尾書記 ○明るい選挙推進大会に関すること 大部書記 長尾書記 ○市町村の啓発事業に関すること 大部書記 柴田次長 「ない関票連報に関すること 株書記 長尾書記 「ない関票連報に関すること 株書記 中倉係長 「投・開票連報(HP・ウェブ関係)に関すること 大部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 灘尾補佐 葉狩補佐 | | ○視覚障害者への情報共有に関すること | 荊尾書記 | 大塚書記 |
| ○氏名等掲示に関すること 深津書記 清水補佐 ○物資輸送に関すること 深津書記 山内補佐 ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 部内応援10人 - 啓発 ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 灘尾補佐・矢部書記 (の 啓発物資の作製・企画コンペに関すること 集尾書記 長尾書記 (の明るい選挙推進大会に関すること 長尾書記 矢部書記 (市町村の啓発事業に関すること 長尾書記 矢部書記 (政・開票速報に関すること 株書記 長尾書記 (財・開票速報システムに関すること 株書記 中倉係長 (投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 灘尾補佐 葉狩補佐 | | ○投・開票事務諸用紙の作製に関すること | 大塚書記 | 荊尾書記 |
| ○物資輸送に関すること 深津書記 山内補佐 ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 部内応援10人 一 商路で発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 瀬尾補佐・矢部書記 (の路時発の作製・企画コンペに関すること 集尾補佐・矢部書記 長尾書記 (明るい選挙推進大会に関すること 矢部書記 長尾書記 (市町村の啓発事業に関すること (報道対応含む。) 大部書記 株書記 (日・開票連報に関すること 大部書記 長尾書記 (日・開票連報システムに関すること 株書記 中倉係長 (日・開票連報・日本の総括に関すること (情報政策課) 庶 (原務経理の総括に関すること 瀬尾補佐 葉狩補佐 | | ○告示日の物品交付に関すること | 大塚書記 | 荊尾書記 |
| ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 部内応援10人 一 啓発 ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 灘尾補佐・矢部書記 長尾書記 (の啓発物資の作製・企画コンペに関すること 英部書記 長尾書記 長尾書記 (の申しいのでは関すること (中間の下では関すること 長尾書記 大部書記 (京本書記 (中部書記 大部書記 株書記 長尾書記 (日本の大学・開票連報に用いる物資の作製に関すること 株書記 中倉係長 中倉係長 (日本の大学・開票連報(日子・ウェブ関係)に関すること 大部書記 (情報政策課) 庶 (原務経理の総括に関すること 瀬尾補佐 葉狩補佐 | | ○氏名等掲示に関すること | 深津書記 | 清水補佐 |
| 啓発 ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること 渡邉参事・島谷補佐 灘尾補佐・矢部書記 長尾書記 (の啓発物資の作製・企画コンペに関すること 矢部書記 長尾書記 長尾書記 (の明るい選挙推進大会に関すること 長尾書記 矢部書記 (京市町村の啓発事業に関すること (報道対応含む。) 林書記 株書記 (公投・開票速報に用いる物資の作製に関すること 株書記 中倉係長 (公投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 攤尾補佐 葉狩補佐 | | ○物資輸送に関すること | 深津書記 | 山内補佐 |
| 係 ○啓発物資の作製・企画コンペに関すること | | ○各種印刷立会、総務省原稿受領、物資輸送同行 | 部内応援10人 | _ |
| ○明るい選挙推進大会に関すること 矢部書記 長尾書記 長尾書記 矢部書記 ○市町村の啓発事業に関すること (報道対応含む。) 林書記 柴田次長 「役・開票速報に用いる物資の作製に関すること 林書記 長尾書記 ○投・開票速報システムに関すること 林書記 中倉係長 ○投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 攤尾補佐 葉狩補佐 | 啓発 | ○臨時啓発に関する計画の立案・実施に関すること | 渡邉参事・島谷補佐 | 灘尾補佐 |
| ○市町村の啓発事業に関すること 長尾書記 矢部書記 速報 ○投・開票速報に関すること (報道対応含む。) 林書記 柴田次長 係 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関すること 林書記 長尾書記 ○投・開票速報システムに関すること 林書記 中倉係長 ○投・開票速報 (HP・ウェブ関係) に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 攤尾補佐 葉狩補佐 | 係 | ○啓発物資の作製・企画コンペに関すること | | 長尾書記 |
| 速報 ○投・開票速報に関すること(報道対応含む。) 林書記 柴田次長 係 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関すること 林書記 長尾書記 ○投・開票速報システムに関すること 林書記 中倉係長 ○投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 攤尾補佐 葉狩補佐 | | ○明るい選挙推進大会に関すること | 矢部書記 | 長尾書記 |
| 係 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関すること 林書記 長尾書記 ○投・開票速報システムに関すること 林書記 中倉係長 ○投・開票速報 (HP・ウェブ関係) に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 灘尾補佐 葉狩補佐 | | ○市町村の啓発事業に関すること | 長尾書記 | 矢部書記 |
| ○投・開票速報システムに関すること 林書記 中倉係長 ○投・開票速報(HP・ウェブ関係)に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 灘尾補佐 葉狩補佐 | 速報 | ○投・開票速報に関すること (報道対応含む。) | 林書記 | 柴田次長 |
| ○投・開票速報 (HP・ウェブ関係) に関すること 矢部書記 (情報政策課) 庶 ○庶務経理の総括に関すること 灘尾補佐 葉狩補佐 | 係 | ○投・開票速報に用いる物資の作製に関すること | 林書記 | 長尾書記 |
| 庶 ○庶務経理の総括に関すること 難尾補佐 葉狩補佐 | | ○投・開票速報システムに関すること | 林書記 | 中倉係長 |
| | | | | |
| 務 ○候補者公営費の支払に関すること 前田書記 歯書記 | 庶 | ○庶務経理の総括に関すること | 灘尾補佐 | 葉狩補佐 |
| | 務 | ○候補者公営費の支払に関すること | 前田書記 | 南書記 |
| 経理 ○選挙の執行経費に関すること 南書記 前田書記 | 経理 | | 南書記 | 前田書記 |
| 係 ○不在者投票特別経費交付金に関すること 南書記 前田書記 | 係 | ○不在者投票特別経費交付金に関すること | 南書記 | 前田書記 |
| ○物品・契約課経由の物資作製の総括に関すること 前田書記 南書記 | | ○物品・契約課経由の物資作製の総括に関すること | 前田書記 | 南書記 |
| ○選挙(分会)長、立会人等への旅費、報酬の支払に関すること 前田書記 南書記 | | ○選挙(分会)長、立会人等への旅費、報酬の支払に関すること | 前田書記 | 南書記 |
| ○その他の支払事務に関すること 前田書記 南書記 | | ○その他の支払事務に関すること | 前田書記 | 南書記 |

(2)投開票速報実施要領等

ア 第25回参議院議員通常選挙 投・開票速報実施要領

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)並びに 参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)の投票状況・開票状況について、鳥取県内市町村選挙 管理委員会の実施分に係る速報は、次のとおり行うこととします。

- 1 通常時の速報報告(オンライン)
- ・各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則としてオンラインにより行います。
- ・詳細については、下記のほか「投・開票オンラインシステム操作説明書(市区町村版)」を参照してください。
- ・県選挙管理委員会(以下「県選管」という。) ヘオンライン送信した後は、県選管からの受信確認メールの受信を確

認し、送受信状況を必ず確認してください。

・予定時刻までに報告のない市町村に対しては、県選管事務局長の指示により、督促する場合があります。

(1) 投票速報

| 報告者 | 報告時刻 | 報告の方法 |
|-------|--------------------|---------------------|
| 速報責任者 | 投票当日 | 県選管にオンラインにより報告 |
| | 各投票所からの報告の集計が終わり次第 | (選挙区選挙、比例代表選挙の順) |
| | | 報告メール名 |
| | | ・選挙区選挙: |
| | | 「選挙区投票結果・〇〇(市町村名)」 |
| | | ・比例代表選挙: |
| | | 「比例代表投票結果・○○(市町村名)」 |

- 注)データの入力が完了したときは、送信前にチェックリストを印刷し、2人1組で数値の確認を行うなど、誤り のないようにしてください。
- 注)選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないようにしてください。
- 注)報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数値を報告してください。
- 注) 当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みます。
- (2) 開票速報

| 報告者 | 報告時刻 | 報告の方法 |
|-------|---------------------|------------------------------|
| 速報責任者 | 投票当日 | 県選管にオンラインにより報告 |
| | 《開票速報》 | (選挙区選挙、比例代表選挙の順) |
| | 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 | 報告メール名 |
| | 《4市中間報》 | ・選挙区開票結果: |
| | ※選挙区選挙のみ報告 | 「選挙区開票結果・〇〇(市町村名)」 |
| | 21時30分から30分おき報告 | •選挙区市部中間報: |
| | (例:21時30分については、21時 | 「選挙区開票状況*・○○市」 |
| | 20分から30分までの間に報告) | (*番号は、報告回数) |
| | | ・比例代表開票速報: |
| | | 「比例代表開票結果・○○(市町村名)」 |

- 注)開票速報のデータ入力が完了したときは、送信前に必ずチェックリストを印刷し、2人1組で数値の確認を行うなど、誤りのないようにしてください。
- 注)選挙区選挙、比例代表選挙を混同しないようにしてください。
- 注)市町村における投開票状況の公表は、県選管に報告した後、各市町村選管において柔軟に対応してください。
- (3) 訂正報

報告した数値に間違いを発見した場合は、直ちに訂正速報を下記のとおり行ってください。

- ① 訂正後の数値を入力して、出力したチェックリストに訂正箇所の該当数字の前に○印をつけ、併せて右上に「訂正後」と記入し、訂正前のチェックリストの右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信する。
- ② ①の直後に、電話により訂正報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。
- ③ 必ず県選管からの指示を受けた上で、訂正後のデータをメール送信する。 (電話番号:0857-26-7057/7580 ファクシミリ番号:下記3の(3)の番号)

(4) 無効投票速報

| 報告者 | 報告時刻 | 報告の方法 |
|-------|-----------|-------------------------|
| 速報責任者 | 投票当日 | 無効投票の内訳を県選管にファクシミリにより報告 |
| | 開票速報に引き続き | |

- 注)県選管は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県選 管からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。
- 注)報告に当たっては、「選挙区選挙無効投票速報発信票」及び「比例代表選挙無効投票速報発信票」により行なってください。
- 注)速報の際は、併せて無効投票率(=無効投票速報発信票「合計」÷開票速報「投票総数」)も速報してください。 この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。
- (5) 推定投票率速報 (選挙区選挙のみ)
 - ・推定投票率速報はオンラインによらず、次の速報投票区において県選管からの電話聞き取りにより実施します。
 - ・実施方法については、「第25回参議院議員通常選挙 推定投票率速報要領」により行ってください。

| 市町村名 | 速報投票区名 | 投票所施設名 | 所在地 |
|------|--------|----------|----------|
| 鳥取市 | 第4投票区 | 鳥取市立西中学校 | 鳥取市寿町907 |

| 米 子 市 | 第8投票区 | 米子児童文化センター | 米子市西町133 |
|-------|---------|---------------|----------------|
| 倉 吉 市 | 第5投票区 | 倉吉市立西郷小学校体育館 | 倉吉市下余戸114 |
| 境港市 | 第1投票区 | 境港市渡公民館 | 境港市渡町1356-1 |
| 岩 美 町 | 浦富第2投票区 | 鳥取県漁業協同組合浦富支所 | 岩美町大字浦富2539-15 |
| 八頭町 | 第17投票区 | 八東体育文化センター | 八頭町富枝10-1 |
| 琴浦町 | 第11投票区 | 赤碕地区公民館 | 琴浦町大字赤碕1547-5 |
| 大山町 | 中山第3投票区 | 大山町役場中山支所 | 大山町赤坂66 |
| 日南町 | 第2投票区 | 日南町役場 | 日南町霞800 |

2 非常時の速報報告 (ファクシミリによる報告)

機器の故障などオンラインによる報告ができない場合は、次により報告してください。(連絡先は1の(4)訂正報の場合と同じ)

- (1) 県選管に対して、オンラインによる報告ができない旨と現在の状況を連絡してください。
- (2) ファイルの作成はできるものの、オンライン送信不能の場合には、帳票を印刷してファクシミリにより報告してください。送信する用紙は、A4サイズとします。
- (3) ファイルの作成自体ができない場合には、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信してください。
- (4) ファクシミリ送信後、電話によりファクシミリ送信の旨を報告してください。電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村選管と県選管とで確認を行います。
- 3 問い合わせ先等
- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑

| 投開票当日以外 | 投開票当日 |
|--------------------|--------------------|
| (0857)26-7581/7058 | (0857)26-7057/7580 |

(2) その他管理執行に関する質疑

(0857) 26 - 7058 / 7061

(3) 報告用のファクシミリ番号

(0857)26-8129

イ 参議院議員通常選挙推定投票率速報要領

1 速報期日

令和元年7月21日(日)

2 速報を行う投票区(速報投票区)

次の速報投票区において、速報現在時の投票者数の報告を行ってください。

| 市町村名 | 速報投票区名 | 投票所施設名 | 投票区電話番号 | 県選管電話番号 |
|-------|---------|---------------|---------|------------------------|
| 鳥取市 | 第4投票区 | 鳥取市立西中学校 | 別途調査 | (0857) 26-7169 |
| 米 子 市 | 第8投票区 | 米子児童文化センター | | # 26 - 7169 |
| 倉 吉 市 | 第5投票区 | 倉吉市立西郷小学校体育館 | | # 26 - 7169 |
| 境 港 市 | 第1投票区 | 境港市渡公民館 | | # 26 -717 0 |
| 岩 美 町 | 浦富第2投票区 | 鳥取県漁業協同組合浦富支所 | | ∥ 26 - 7170 |
| 八頭町 | 第17投票区 | 八東体育文化センター | | # 26 -717 0 |
| 琴浦町 | 第11投票区 | 赤碕地区公民館 | | # 26 - 7095 |
| 大山町 | 中山第3投票区 | 大山町役場中山支所 | | # 26 - 7095 |
| 日南町 | 第2投票区 | 日南町役場 | | ∥ 26 - 7095 |

3 各市町の速報責任者

各市町選管は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行ってください。

- 4 速報要領
- (1) 速報は、次の現在時により行ってください。

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時 (計13回)

(2) 上記 (1) の時刻には、県選管から電話による定時確認を行いますので、速報投票区の速報責任者は、速報時刻の10分前現在での投票者数 (累計)を男・女・計別に記録し、電話口で待機してください。

~ 当日有権者数については、9時現在の定時確認の際にのみ確認するものとします。

(3) 使用する電話

速報投票区において使用する電話番号は、上記2の表のとおりです(別途調査)。

(4) 報告の方法

速報責任者は、発信の際「○○市(町)、第○○投票区○時現在投票速報」と呼称した後、「投票者数、男○○名、女○○名、計○○名」と報告してください。

(5) 期日前投票及び不在者投票の取扱い

ア 期日前投票者数については、最初の9時の報告時点から、当該速報投票区の数に加えて報告してください。

(以降の報告時も同様)

- イ 在外投票者数及び不在者投票者数については、この報告から除外されるものですので、注意してください。
- (6) 県選管の受信者は、速報投票区からの速報を電話により聞き取ったときは、その内容を復唱して確認するとともに、発信者、受信者が相互に氏名を確認することとします。
- 5 推定投票率の算定(県選管)
- (1) 推定投票率は、速報投票区の当日有権者数で、速報時刻(上記4(1))現在の男・女・計の投票者数を除して、 各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとします。
- (2) 投票率は、百分率(%)により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとします。
- (3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとします。

 【 県の男の当 】 × 【 全速報投票区の 】 + 【 県の女の当 】 × 【 全速報投票区の 】 + 【 月有権者数 】 × 【 全速報投票区の 」

 日有権者数 】
 女の推定投票率 】

県の当日有権者数

ウ 第25回参議院議員通常選挙投票・開票状況公表要領

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)及び参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)の投票・開票状況について、鳥取県内市町村選挙管理委員会の実施分に係る鳥取県選挙管理委員会による公表は、次により行います。

1 投票状況の公表

(1) 推定投票率

ア 推定投票率は、選挙区選挙についてのみ、次の速報投票区の投票状況により推定します。

| <u> </u> | | C DOOLER DOOR DOOR DOOR DOOR DOOR DOOR DOOR DO | 1 1 E/C C S 7 6 |
|----------|---------|--|-----------------|
| 市町村名 | 速報投票区名 | 投票所施設名 | 所在地 |
| 鳥取市 | 第4投票区 | 鳥取市立西中学校 | 鳥取市寿町907 |
| 米 子 市 | 第8投票区 | 米子児童文化センター | 米子市西町133 |
| 倉吉市 | 第5投票区 | 倉吉市立西郷小学校体育館 | 倉吉市下余戸114 |
| 境 港 市 | 第1投票区 | 境港市渡公民館 | 境港市渡町1356-1 |
| 岩 美 町 | 浦富第2投票区 | 鳥取県漁業協同組合浦富支所 | 岩美町大字浦富2539-15 |
| 八頭町 | 第17投票区 | 八東体育文化センター | 八頭町富枝10-1 |
| 琴浦町 | 第11投票区 | 赤碕地区公民館 | 琴浦町大字赤碕1547-5 |
| 大山町 | 中山第3投票区 | 大山町役場中山支所 | 大山町赤坂66 |
| 日南町 | 第2投票区 | 日南町役場 | 日南町霞800 |

イ 公表の時間及び方法

| 時間 | 方法 |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 9時、10時、11時、12時、13時、 | 1)一覧表を県政記者室に提供(18部) |
| 14 時、15 時、16 時、17 時、18 時、 | 2) BizFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 |
| 19時、19時30分、20時現在の | 3)2)に併せ、鳥取県選挙管理委員会ホームページ(以下「 HP 」 |
| 推定投票率(計13回) | という。)に掲載(更新) |

※公表時間の取扱い

[市町→県:8時50分から9時00時までの間に県へ報告。]

〔県選管:9時00分現在を9時10分までに公表。以後60分間隔。〕

ウ 推定投票率の算定方法

(ア) 期日前投票の扱い

期日前投票者数については、9時の公表時点から当該速報投票区の分の数が加えられています(以降の報告時も同様)。

(イ) 不在者投票の扱い

不在者投票者数については、この算定から除外されています。

(ウ) 県全体の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率(%)により算出するものとし、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで算定するものとします。

(県の当日有権者数)

(2) 確定投票率

ア 選挙区選挙

| 迭 手区迭争 | | |
|---------------|-----------|--------------------------------|
| 区分 | 時間 | 方法 |
| 県計集計票 | 20 時 30 分 | 1) 県計集計票を県政記者室に提供(18部) |
| | から30分おき | 2) BizFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 |
| | 及び | 3)2)に併せ、HPに掲載(更新) |
| | 最終確定時 | 4) <希望する報道機関のみ> |
| | | 県計集計票をメール送信(CSV 形式及び Excel 形式) |

市町村別投票結果 最終確定時 1) < 希望する報道機関のみ > 市町村別個票を一括してメール送信(CSV 形式)

※「20時30分から30分おき」の取扱い [市町村→県:確定後随時に県へ報告。]

〔県 選 管:20時30分現在を20時40分までに公表。以後30分間隔。〕

イ 比例代表選挙

| 区分 | 時間 | 方法 | |
|----------|-------|--------------------------------|--|
| 県計集計票 | 最終確定時 | 1) 県計集計票を県政記者室に提供(18部) | |
| | | 2) BizFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 | |
| | | 3)2)に併せ、HPに掲載(更新) | |
| | | 4) <希望する報道機関のみ> | |
| | | 県計集計票をメール送信(CSV 形式及び Excel 形式) | |
| 市町村別投票結果 | | 1) <希望する報道機関のみ> | |
| | | 市町村個票を一括してメール送信(CSV 形式) | |

2 開票状況の公表

(1) 選挙区選挙

| 区分 | 時間 | 方法 |
|------------|-----------|--------------------------------|
| 町村別開票結果(①) | 着信の都度 | 1) 町村別個票を着信の都度メール送信 (CSV 形式) |
| (確定報) | | |
| 市部開票結果(②) | | |
| 中間報 | 21時30分 | 1) 市部個票をその都度メール送信 (CSV 形式) |
| | から 30 分おき | |
| 確定報 | 着信の都度 | 1) 市部個票を着信の都度メール送信 (CSV 形式) |
| 県計集計票 | 21時30分 | 1) 県計集計票を県政記者室に提供(18部) |
| (①と②を累計) | から 30 分おき | 2) BizFAX (県政記者室) 等によりファクシミリ送信 |
| | 及び | 3)2)に併せ、HPに掲載(更新) |
| | 最終確定時 | 4) <希望する報道機関のみ> |
| 法定得票数及び供託 | 開票結果 | 県計集計票をメール送信(CSV 形式及び Excel 形式) |
| 金の没収点 | 最終確定時 | |

※「21時30分から30分おき」の取扱い

〔市→県:21時20分から21時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。〕

〔県選管:21時30分現在を21時40分までに公表。以後30分間隔。〕

(2) 比例代表選挙

| 区分 | 時間 | 方法 |
|----------|-----------|--------------------------------|
| 市町村別開票結果 | 着信の都度 | 1)市町村別個票を着信の都度メール送信(CSV 形式) |
| 県計集計票 | 23 時 00 分 | 1) 県計集計票を県政記者室に提供(18部) |
| | から1時間おき | 2) BizFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 |
| | 及び | 3)2)に併せ、HP に掲載(更新) |
| | 最終確定時 | 4) <希望する報道機関のみ> |
| | | 県計集計票をメール送信(CSV 形式及び Excel 形式) |

※「23時00分から1時間おき」の取扱い

[市町村→県:確定後随時に県へ報告。]

〔県選管:23時00分現在を23時10分までに公表。以後1時間間隔。〕

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

4 県選管公表時刻一覧表

別添1のとおり。(略)

5 各市町村選管開票予定場所及び予定時刻表

別添2のとおり。(略)

エ 第25回参議院議員通常選挙投票・開票状況の合同選管発表について

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙(以下「選挙区選挙」という。)の 投票・開票状況について、鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会による公表は、次のとおり行われる。

1 投票状況の公表

(1) 推定投票率

ア 推定投票率は、次の市町村における標準的な投票区を抽出して推定する。

| 鳥取県 | 島根県 | |
|-------|-------|--|
| 鳥 取 市 | 松 江 市 | |
| 米 子 市 | 浜 田 市 | |
| 倉 吉 市 | 出雲市 | |

| 境 港 市 | 益 田 市 |
|-------|-------|
| 岩 美 町 | 大 田 市 |
| 八 頭 町 | 安 来 市 |
| 琴 浦 町 | 江 津 市 |
| 大 山 町 | 雲 南 市 |
| 日南町 | |

イ 公表の時間及び方法

| 公表時間 | 公表方法 | | |
|-----------------------|---|--|--|
| 10 時、11 時、14 時、16 時、 | 1) 合同選管より、合区計集計票をメール送信(Excel 形式) | | |
| 18 時、19 時 30 分現在の推定投票 | 2) 鳥取県選管より、合区計集計票を県政記者室に提供(紙) | | |
| 率 | 3) 2)に併せ、BIZFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 | | |
| (計6回) | 4) 3)に併せ、公式ウェブサイト (以下「HP」という。) に掲載 (更新) | | |
| | ※1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。 | | |

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

[合同選管:10時00分現在を10時20分までに公表。以後同様。]

ウ 算定方法

(ア) 期日前投票の取扱い

期日前投票者数については、10時の公表時点から推定に加える(以降の公表時も同様とする。)。

(イ) 不在者投票の取扱い

不在者投票者数については、この算定から除外する。

(2) 確定投票率

| E/C-1/2/1 | |
|-----------|------------------------------------|
| 公表時間 | 公表方法 |
| 最終確定時 | 1) 合同選管より、合区計集計票をメール送信(Excel 形式) |
| | 2) 鳥取県選管より、合区計集計票を県政記者室に提供(紙) |
| | 3) 2)に併せ、BIZFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 |
| | 4) 3)に併せ、HP に掲載(更新) |
| | ※1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。 |

2 開票状況の公表

| 区分 | 公表時間 | 公表方法 |
|--------|-----------|------------------------------------|
| 中間開票状況 | 21 時 30 分 | 1) 合同選管より、合区計集計票をメール送信(Excel 形式) |
| | から30分おき | 2) 鳥取県選管より、合区計集計票を県政記者室に提供(紙) |
| 確定開票結果 | 最終確定時 | 3) 2)に併せ、BIZFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 |
| | | 4) 3)に併せ、HP に掲載 (更新) |
| | | ※1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。 |

※公表時間の取扱いは次のとおりとする。

[合同選管: 21時30分現在を21時50分までに公表。以後同様。]

公表内容

① 21 時 30 分のみ

「確定した市町村の候補者別得票数」+「鳥取県4市の候補者別中間得票数」

②22時00分から

「確定した市町村の候補者別得票数」+「鳥取県4市及び島根県8市の候補者別中間得票数」

3 その他(当日有権者数(合区計・推計)の公表)

| 公表時間 | 公表方法 |
|-----------|------------------------------------|
| 12 時 20 分 | 1) 合同選管より、合区計集計票をメール送信(Excel 形式) |
| | 2) 鳥取県選管より、合区計集計票を県政記者室に提供(紙) |
| | 3) 2)に併せ、BIZFAX(県政記者室)等によりファクシミリ送信 |
| | 4) 3)に併せ、HP に掲載 (更新) |
| | ※1)は希望する報道機関に対してのみ実施する。 |

※投票開始前の当日有権者数の推計である。なお、当日有権者数は、投票が終了するまで確定しない。

(3) 第25回参議院議員通常選挙投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

 委員長
 相見 慎

 委員長職務代理者
 英 義人

 委員 大口 久志
 委員 藤村実千子

1 組織及び分担

| 係名・人数 | 分 担 事 務 | 担当者 |
|-----------|---|---------------------|
| 総 指 揮 (1) | 投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。 | 森田事務局長 |
| 指 導 係 (4) | 市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の 指導に関する事務を処理する。 | 柴田次長、中倉係長、橋本、 小谷 |

| I | 併せて、電子メール等により国への報告を行う。 | |
|--------------|--|--------------------|
| 調整係 | 全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行う | 灘尾次長、(柴田次長、 |
| (2+兼2) | とともに、無効投票速報の受信状況を確認し、市町村との | 中倉係長)、林 |
| | 連絡調整を行う。 | |
| 推定投票率 | 速報投票区から投票速報を受信し、県内の投票率を推定 | 総括 |
| 速報係 | する事務を処理する。 | (柴田次長) |
| (4+兼4) | 推定投票率のホームページへの掲出等を行う。 | 受信・FAX送信 |
| | | 安間(統計)、河合(文化) |
| | | 入江(スポ) |
| | | 集計・HP |
| | | 島谷、西古(教学) |
| | | 合区端末・中央選管メール送信 |
| 声 炊 広 | | (長尾、橋本、小谷) |
| 電算係 | 投票速報及び開票速報の受信確認、データ保存、公表用 | 代行端末班 |
| (11) | 帳票印刷に関する電算処理を行う。 また、ま取けばれいこくい想はができない場合の体行す。 | 端末1 |
| | また、市町村がオンライン報告ができない場合の代行入 | 栗田、深津 端末2 |
| | 力処理を行う。 さらに、投票速報及び開票速報の集計及び合区選管又は | 端木 2 清水、大塚 |
| | 中央選管への報告を行う。 | 端末3 |
| | 電子メールによる投票速報及び開票速報及びHPでの公 | 山内、荊尾 |
| | 表に関する事務を処理する。 | 県端末班 |
| | XC内がる事物とたという。 | 南、中村 |
| | | 合区端末班 |
| | | 長尾 |
| | | メール送信・HP担当 |
| | | 矢部、 河本 (情報) |
| 発 表 係 | 県政記者室における投票速報及び開票速報の公表に関す | 記者室 |
| (5) | る事務を処理する。 | (森田事務局長) |
| | | 印刷配布・FAX送信担当 |
| | | 渡邊、葉狩、藤田、前田、 |
| | | 田中、関 |
| 総務係 | 庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務 | (灘尾次長、葉狩、南、前田) |
| (兼4) | を処理する。 | |

2 各係の事務処理要領(指導係及び総務係を除く。)

A推定投票率係

◎推定投票率は、選挙区選挙について、速報投票区の投票状況により推定するものである。

(1) 電話区分等

速報投票区からの投票速報を聴取する場合の電話の区分等は、次のとおりである。

| 市町村 | 速報投票区名 | 投票所施設名 | 速報責任者 | 電話番号 | 発信電話番号 | 担当者 |
|-----|---------|-----------|-------|------|------------------------|-----|
| 鳥取市 | 鳥取市 | 鳥取市立西中学校 | 別途 | 別途 | (0857) 26-7169 | 安間 |
| | 第4投票区 | 体育館 | | | | |
| 米子市 | 米子市 | 米子市児童文化 | | | # 26 -7169 | " |
| | 第8投票区 | センター | | | | |
| 倉吉市 | 倉吉市 | 倉吉市立西郷小学校 | | | # 26 -7169 | " |
| | 第5投票区 | 体育館 | | | | |
| 境港市 | 境港市 | 渡公民館 | | | # 26 -717 0 | 河合 |
| | 第1投票区 | | | | | |
| 岩美町 | 岩美町 | 鳥取県漁業協同組合 | | | # 26 -717 0 | " |
| | 浦富第2投票区 | 浦富支所 | | | | |
| 八頭町 | 八頭町 | 八東体育文化センタ | | | # 26 -717 0 | " |
| | 第17投票区 | <u> </u> | | | | |
| 琴浦町 | 琴浦町 | 赤碕地区公民館 | | | <i>1</i> 26-7095 | 入江 |
| | 第11投票区 | | | | | |
| 大山町 | 大山町 | 大山町役場中山支所 | | | <i>1</i> 26-7095 | " |
| | 中山第3投票区 | | | | | |
| 日南町 | 日南町 | 日南町役場 | | | <i>1</i> 26-7095 | " |
| | 第2投票区 | | | | | |

※大山町は午後6時まで。岩美町、琴浦町及び日南町は午後7時まで。

(2) 予行通話

投票日の当日午前8時30分に予行通話を行う(県から発信を行う。)。

(3) 受信(聴取) 時刻

投票日当日の次の時刻である(速報投票区においては、それぞれの時刻の10分前の数字を報告する。)。 9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時 (計13回)

(4) 受信票の記入

速報投票区からの投票速報を聴取したときは、「参議院議員選挙 投票速報発(受)信票」の「投票者(4)~(6)」に記入する。ただし、9時の報告を聴取するときは、併せて「当日有権者(1)~(3)」についても記入するとともに、速報投票区投票所施設近辺における天候を聴取し、余白に記入する。

- (5) 期日前投票者数が含まれていること等の確認
 - 9時の報告を受信する際には、次の事項を確認する。
 - ①期日前投票者数が含まれていること
 - ②不在者投票者数及び在外投票者数は除外していること
- (6) 電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、県から行う。

(7) 推定投票率(鳥取県分)の公表

公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室BizFAXによるファクシミリ送信により行い、公表時刻(時点)は、9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分、20時とする。

なお、県政記者室BizFAXに登録されていない報道機関に対しては、文化財課内ファクシミリ(0857-26-8128)による送信を行う。

(8) 中間投票状況 (鳥取県分) の送信 (島根県選管への送信:計6回)

聞き取りにより集計した推定投票率を、合区端末及びファクシミリ ()

により島根県選管に送信する。

なお送信に当たっては、データ入力後、画面上で読み合わせ確認を必ず行う。

*第1回 10時現在:10時10分までに入力、画面上で読み合わせ後送信 (10時期限)

*第2回 11時現在:11時10分までに " (11時期限)

*第3回 14時現在:14時10分までに " (14時期限)

*第4回 16時現在:16時10分までに " (16時期限)

*第5回 18時現在:18時10分までに " (18時期限)

*第6回 19時30分現在:19時40分までに " (19時30分期限)

- (9) 中間投票状況(合区分)の受信(島根県選管からの受信:計6回)
 - ・合区端末により島根県選管から合区分の推定投票率を受信する。

*第1回 10時現在:10時20分までに受信

*第2回 11時現在:11時20分までに受信

*第3回 14時現在:14時20分までに受信

*第4回 16時現在:16時20分までに受信 *第5回 18時現在:18時20分までに受信

*第6回 19時30分現在:19時50分までに受信

(10) 推定投票率(合区分)の公表

公表は、県政記者室への資料提供及び県政記者室BizFAXによりファクシミリ送信をすることで行う。

資料提供はA4判で行い、19部用意する。BizFAX送信用に原稿も持参する。

公表時点は、10時、11時、14時、16時、18時、19時30分とする。

公表時刻は、公表時点の20分後とする。

(11) 中間投票状況 (鳥取県分) の報告 (中央選管への報告:計6回)

聞き取りにより集計した推定投票率を、県端末により中央選管に報告する。

報告に当たっては、データ入力後、帳票を打ち出し、読み合わせ確認を必ず行う。

*第1回 10時現在:10時50分までに入力、帳票打ち出し及び読み合わせ後送信(11時期限)

*第2回 11時現在:11時50分までに " (12時期限)

*第3回 14時現在:14時50分までに " (15時期限)

*第4回 16時現在:16時50分までに " (17時期限)

*第5回 18時現在:18時50分までに " (19時期限)

*第6回 19時30分現在:20時20分までに " (20時30分期限)

(12) ホームページへの掲示(HP担当)

集計の際に作成したデータを使用して、ホームページ用データを作成し、定時(13回)に更新する。 なお合区分については、定時(6回)に合同選管HPへのリンクを更新(確認)する。

B電算係

(1) 投票速報

投票速報は、選挙区選挙、比例代表選挙の順に行う。

(2) 開票速報(選挙区選挙)

選挙区選挙の開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を

報告する中間報(4市について、21時30分から30分おきの定時までに報告されるものであり、開票率ゼロでも報告してもらうこと)の2種類がある。

(3) 開票速報 (比例代表)

比例代表選挙の開票速報は、各市町村が開票を終了した後に行う確定報のみである。

(4) 作業内容

【代行端末班】

① 通常処理

(ア)【受信確認】

市町村からの報告メールの受信は次の区分で、代行端末1及び代行端末2が受信する。 第1班及び第2班は、市町村からのメールを受信したら、「△△市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果(中間)、受信しました。」と発声し、県端末班に受信データの確認を依頼する。

県端末班のデータ確認済の発声を待って、次の受信確認の発声を行うこと。

| 区 分 | 受信する市町村 | | |
|--------|------------------------------------|--|--|
| 第1班 | 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 | | |
| 代行端末1 | (8団体) | | |
| 第2班 | 三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、 | | |
| 代行端末 2 | 日南町、日野町、江府町(11団体) | | |

(イ) 【メディア (CDロム) へのデータ保存】

受信確認したメールに添付されているファイルは、自動的にサーバ(G:YInputesv)に保存される。市部の開票状況、市町村の開票結果の場合は、主査が該当するファイルをメディア(CDロム)に保存することとし、「 $\Delta\Delta$ 市(町村)、選挙区(比例)、開票結果(中間)、CSV、保存します。(しました。)」と発声し、副査が処理確認票を記入する。そして、メディア(CDロム)と処理確認票をメール送信係に回付する。

なお、「市町村個票CSV処理確認票」は副査がメール送信係から適宜回収する。

(ウ)【データの保存及び帳票印刷作業の振り分け】

| 班別 | 担当者 | 市町村(開票区)名 |
|-----------|-------|--------------------|
| 第1班 代行端末1 | 栗田、深津 | 受信担当市町村のCSVファイルの保存 |
| | | 県集計CSVファイルの保存 |
| 第2班 代行端末2 | 清水、大塚 | 受信担当市町村のCSVファイルの保存 |
| | | 県集計票の帳票印刷 |
| 第3班 代行端末3 | 山内、荊尾 | 集計Excelファイルの保存 |
| | | |

(エ)【作業順】

- ・原則として到着時期の早い順から順に処理を行うものとするが、既に投票結果を受信している市町村の 開票結果については、他市町村の投票結果に優先して保存作業を行うこと。
- ・また、訂正報及び4市中間報については、特に優先処理する必要がある。
- ② 訂正報の取り扱い
 - (ア) 第1班及び第2班は、訂正報がある旨の調整係の発声を聞いたときは、その後該当市町村から送信されるメールに留意し、訂正報を受信したときは、「 $\Delta\Delta$ 市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果、訂正報、受信しました。」と発声する。
 - (イ) 県端末班から訂正報連絡票の回付を受けたときは、開票結果の訂正の場合、ファイルをメディア (CD ロム) に保存する。
- ③ オンライン不通時
 - (ア) 市町村でデータ入力や通信ができないとき、市町村の代わりに県の代行端末でデータを入力する。
 - (イ)代行入力用端末は、第3班(代行端末3)による。ただし、各代行端末のデータ受信状況を勘案して、 調整係が指示する。
 - (ウ) 代行入力を行う第3班は、調整係の発声を受けて、操作説明書に従い該当市町村の代行入力環境を作成し、完了後、「△△市(町村)、代行入力準備完了しました。」と発声する。そして、調整係から回付されたファクシミリにより入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で確認(入力確認)する。
 - ・保存は入力確認を行った上で行う。
 - ・保存作業は、「C:\{Senkyo\{Senkyo\}Data\}(代行入力する市町村名)」の下の各データ種類フォルダ内にある 最新の履歴番号ファイルを県サーバの「G:\{Inputcsv」に複写することによって行う。
 - ・作業終了後、「△△市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果(中間)、代行入力しました。」と発声し、県端末班にデータ内容確認を指示する。
- ④ 定時公表及び最終確定時の公表用帳票等の作成
 - (ア) 印刷又はファイル作成を行う帳票は、次のとおりとする。
 - I 印刷帳票(公表時間に合わせて印刷するもの)
 - •「選挙区投票結果(国内+在外)、(国内)、(在外)」
 - → (選挙区・様式1-1、1-2, 1-3)

- ・「比例代表投票結果(国内+在外)、(国内)、(在外)」
 - \rightarrow (比例・様式1-1、1-2, 1-3)
- ・「選挙区開票状況 (候補者別開票区別得票数一覧)」
 - → (選挙区・様式2)
- ・「比例代表開票状況(総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧)」
 - → (比例・様式2、3、4)
- ・「比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数)」
 - → (比例・様式5、6)

Ⅱ 作成ファイル

(i) 速報受信時に随時作成するもの

| 区分 | 内容 | 備考 |
|------|---------------------|----|
| CSV | ①選挙区開票状況(市別) С S V | |
| ファイル | ②選挙区開票結果(市町村別)CSV | |
| | ③比例代表開票結果(市町村別) CSV | |

(ii) 公表時間に合わせて作成するもの

| ш <u>г</u> | TAKE THICK | 日 47 E CTF/X 9 る も v 7 | |
|------------|------------|-----------------------------|---------------------------|
| | 区分 | 内容 | 備考 |
| | CSV | ①選挙区投票結果(県計)CSV | |
| | ファイル | ②選挙区投票結果(市町村別) CSV(19団体分) | 全市町村確定時のみ |
| | | ③選挙区開票状況(県計)CSV | |
| | | ④選挙区開票結果(県計)CSV | 全市町村確定時のみ |
| | | ⑤比例代表投票結果(県計)CSV | 全市町村確定時のみ |
| | | ⑥比例代表投票結果(市町村別)CSV(19団体分) | 全市町村確定時のみ |
| | | ⑦比例代表開票結果 (県計CSV) | |
| | Excel | ①選挙区投票結果 | ・発表時間を入力 |
| | ファイル | [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 | ・選管名を修正 |
| | | (選挙区・様式1-1、1-2、1-3)] | ・島根県計を削除 |
| | | | ・合同選挙区計を削除 |
| | | ②比例代表投票結果 | ・発表時間を入力 |
| | | [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 | |
| | | (比例・様式1-1、1-2、1-3)] | |
| | | ③選挙区開票状況(候補者別開票区別得票数一覧) | ・発表時間を入力 |
| | | (選挙区・様式2) | ・選管名を修正 |
| | | | 島根県計を削除 |
| | | | ・合同選挙区計を削除 |
| | | ④選挙区開票結果(開票区別投票総数) | 全市町村確定時のみ |
| | | (選挙区・様式3) | ・発表時間を入力 |
| | | | ・選管名を修正 |
| | | | ・島根県計を削除 |
| | | | ・合同選挙区計を削除 |
| | | ⑤比例代表開票状況(総括表、得票総数の開票区別政党等別 | ・発表時間を入力 |
| | | 一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧) | |
| | | (比例・様式2、3、4) | |
| | | ⑥比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別 | |
| | | 一覧、開票区別投票総数) | ・発表時間を入力 |
| Į | | (比例・様式5、6) | |

(イ)調整係の指示に従い、投票及び開票結果の時間別公表時刻(比例代表の開票結果については、10分前)に作業を一旦中断し、県計ファイルの保存及び帳票の印刷を行う。

(なお、市町村個票保存作業中に集計指示が出た場合には市町村個票保存作業を継続後、県計ファイルの保存及び帳票の印刷を行う。)

- ・メディア(CDロム)保存や印刷作業を行った際には、「選挙区(比例)、投票(開票)結果、CSVファイル(Excelファイル)口口時口口分(OO時OO分全確定)、保存します(しました。)(投票(開票)結果、印刷します。」と発声する。保存したメディア(CDロム)及びチェック記入した処理確認票は、合区端末班に回付する。
- (ウ) Excelファイルを作成する際には、必ず事前に次のとおり修正作業を行い、保存し直す。
 - ア 全ファイルで必ず行うこと
 - (1) 発表時間を入力する。 時 分発表
 - イ 選挙区選挙で必ず行うこと

(1) 選管名を「鳥取県選挙管理委員会」へ修正する。 鳥取県 - 島根県合同選挙管理委員会

※「・島根県合同」を削除

(2) 「島根県計」「合同選挙区計」の集計欄を行ごと削除する。

【県端末班】

- ① 通常処理
 - (ア) 代行端末第1班及び第2班の発声によりメールの受信確認が判明したら、県サーバ画面上で、当日有権者数の確認、用意した過去のデータ (H28投票者数) との比較を行い、受信したデータに異常がないか確認する。異常がなければ、「△△市 (町村)、選挙区 (比例)、投票 (開票) 結果 (中間)、確認しました。」と発声する。
 - (イ) データの異常が発生した場合は、「△△市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果(中間)、ファイル異常があります。」と発声し、市町村連絡票を調整係に回付し、調整係が市町村選管に連絡して内容を確認する。なお、この場合、代行端末班のデータ保存作業等は中断しない。
- ② 訂正報
 - (ア) 訂正報が入ったときは、調整係が「△△市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果(中間)、訂正報入ります。作業中断してください。」と発声するので、調整係から回付された当該市町村の訂正前ファクシミリ受信票とサーバ上の当該市町村のデータを確認した上で、「△△市(町村)、選挙区(比例)投票(開票)結果(中間)、送信前データとファクシミリが一致しています。」と発声する。
 - (イ) 調整係は、当該市町村にメール送信を指示する。
 - (ウ) 当該市町村からメールを受信したら、代行端末班は「△△市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票) 結果(中間)、訂正報受信しました。」と発声する。
 - (エ) 調整係から訂正報連絡票が回付されてくるので、県サーバ画面上で、調整係から回付された訂正後のファクシミリ受信票と読み合わせ確認した上で、「△△市(町村)、選挙(比例)、投票(開票)結果(中間)、訂正確認しました。」と発声して、訂正報連絡票を代行端末班に回付する。内容が一致していなければ、調整係に連絡し、市町村選管への確認を求める。
- ③ 集計作業

中央選管への報告

- (ア) 中央選管への定時報告は、次のとおり。
 - I 投票速報 *選挙区選挙・・・・確定次第報告する。
 - *比例代表選挙・・・確定次第報告する。
 - Ⅱ 開票速報 *選挙区選挙・・・・確定次第報告する。
 - *比例代表選挙・・・23時から1時間おきである(定時の5分前には送信する。)。
 - ・報告は、報告用のファイルを県端末で作成し、送信することにより行う。
- (イ) 作成するファイルは、次のとおりである。
 - ・「選挙区投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))」
 - → (選挙区・様式1-1、1-2、1-3)
 - ・「比例代表投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))」
 - \rightarrow (比例・様式1-1、1-2、1-3)
 - •「選挙区開票結果(候補者別開票区別得票数一覧)」
 - → (選挙区・様式2)
 - ・「選挙区開票結果 (開票区別投票総数)」
 - → (選挙区・様式3)
 - ・「比例代表開票状況(総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別 一覧)
 - → (比例・様式2、3、4)
 - ・「比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数)」
 - → (比例・様式5、6)
- (ウ) 中央選管への定時報告の発声・処理
 - ・調整係の指示により、県サーバで集計し、「選挙区(比例)、投票(開票)結果、□□時□□分(○○時 ○○分全確定)、集計しました。」と発声し、県サーバで集計作業を行った後、県端末で国に報告するた めのファイルを作成する(「データ取込」ボタンで自動集計可)。
 - ・そして、チェックリストを印刷し、内容を確認した上で、中央選管に送信する。送信完了後、「選挙区 (比例)、投票(開票)結果、□□時□□分(○○時○○分全確定)、中央選管に送信しました。」と発声 する。送信済みのチェックリストを打ち出し、送信時刻を朱書きして、県端末班の籠に保管する。

定時公表(報道機関への発表)

- (ア) 定時公表の時間は次のとおりである。
 - I 投票速報 *選挙区選挙・・・・20時30分から30分おきに公表する。
 - *比例代表選挙・・・投票結果がまとまり次第、公表する。
 - Ⅱ 開票速報 *選挙区選挙・・・・21時30分から30分おきに公表する。
 - *比例代表選挙・・・23時から1時間おきに公表する(10分前作業)。
- (イ) 定時公表の発声・処理

・県端末班は、定時処理する場合は、県サーバで集計し、「選挙区(比例)、投票(開票)結果、□□時□□分、集計しました。」と発声し、処理確認票に時刻及び回示を記入して、代行端末班に回付する。

【合区端末班】

- ① 県集計結果の島根県選管への転送
 - (ア)代行端末班からメディア(CDロム)の回付を受けたときは、メディア(CDロム)のラベル記載等により内容を確認し、次の(イ)該当する場合を除き、直ちにメール送信係へ回付する。
 - (イ) メディア (CDロム) の内容が次のものである場合は、「選挙区、投票(開票) 結果(状況)、□□時□□ 分(○○時○○分全確定)、Exce 1ファイル、合区端末から転送します。」と発声し、当該のExce 1ファイルを合区システムから島根県選管へ転送する。

| 区分 | 内容 | 備考 |
|--------|-------------------------|-----------|
| Ехсе 1 | ①選挙区投票結果 | 全市町村確定時のみ |
| ファイル | [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 | |
| | (選挙区・様式1-1、1-2、1-3)] | |
| | ②選挙区開票状況(候補者別開票区別得票数一覧) | |
| | (選挙区・様式2) | |
| | ③選挙区開票結果(開票区別投票総数) | 全市町村確定時のみ |
| | (選挙区・様式3) | |

- (ウ) 転送が完了したときは、「**転送しました**」と発声し、メディア (CDロム) 及びチェック記入した処理 確認票は、メール送信係に回付する。
- ② 合区集計結果の受信及び印刷
 - (ア) 上記①により合区システムから島根県選管にデータを送信したときは、送信から10分後を目途に、合区集計結果を受信する。
 - (イ) 島根県選管から集計結果 (Excelファイル) を合区システムで受信したときは、そのまま合区システム上で受信ファイルを開き、データに異常がないことを確認する。異常がなければ、プリンターで帳票を印刷し、
 - •「合区、最終確定〇〇時〇〇、投票者数速報(の訂正)、印刷します。」
 - ・「合区、〇〇時〇〇時点、中間得票数速報、印刷します。」
 - •「合区、最終確定、得票数速報(の訂正)、印刷します。」 と発声する。
 - (ウ) 発表係が帳票を引き取った後、作業を再開する。

C メ ー ル 送 信 係

- ・メール送信係の使用するPCは、各課に1台配備されているインターネット接続系のPCを使用する。なおメール 送信係の配置場所(席)とインターネット回線(ピンクの線)とが離れている場合(端末と回線が届かない場合) の回線接続及び配線は、情報政策課により行われる。
- ・なお全てのメールのBCCに、ホームページ担当の個人アドレスを入れて送信すること。
- (1) 【市町村個票(開票状況・結果)の公表】
 - ・市町村個票のCSVファイルについて、メール送信により報道各社への発表を行う。
 - ① 合区端末班経由で代行端末班から市町村個票のメディア(CDロム)の回付を受けたときは、事前に登録された各報道機関のアドレス宛にメール送信する(送信用メールはあらかじめドラフト保存により準備しておく。)。
 - ② 発表するデータは、代行端末班から回付される次のデータとする。

| 区分 | 内容 | 備考 |
|------|--------------------|----|
| CSV | ①選挙区開票状況 (市別) CSV | |
| ファイル | ②選挙区開票結果(市町村別)CSV | |
| | ③比例代表開票結果(市町村別)CSV |] |

- ③ 一度使用したメディア (CDロム) は、印を付けて廃棄する (使用済みCDロムは、再使用しない。)。
- ④ 電算係からメディア(CDロム)にデータ保存済みの処理票を受けたときは、メール送信係がメールにより報道機関へ送信する。このとき、件名は、「選挙区(比例代表)投票(開票)結果(状況)、市町村名(括弧書きで)(確定)(【訂正】(〇))」(〇は回数)とし、本文には「CSV」とのみ書き込む。訂正の場合は、訂正個所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由も書き込んで、送信することとする。
- ⑤ 発声·処理
 - ・「△△市(町村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果、CSV、メール送信します。」と発声し、10秒程度 待機の上送信し、「送信しました。」と発声の後、処理確認票にチェック記入してメディア(CDロム)と共 に、メール送信係の籠に保管する。
- (2) 【市町村個票(投票結果)の公表】
 - ・市町村個票のCSVファイルについて、メール送信により報道各社への発表を行う。
 - ① 代行端末班から市町村個票のメディア (CDロム) の回付を受けたときは、事前に登録された各報道機関のアドレス宛にメール送信すること。(送信用メールはあらかじめドラフト保存により準備しておく。)
 - ② 発表するデータは、合区端末班経由で代行端末班から回付される次のデータとする。

| 区分 | 内容 | 備考 |
|-----|------------------------------|-----------|
| CSV | ①選挙区投票結果(市町村別) С S V (19団体分) | 全市町村確定時のみ |

ファイル ②比例代表投票結果(市町村別)CSV(19団体分) 全市町村確定時のみ

- ③ 一度使用したメディア (CDロム) は、印を付けて廃棄する (使用済みCDロムは、再使用しない。)。
- ④ 電算係からメディア(CDロム)にデータ保存済みの処理票を受けたときは、メール送信係がメールにより報道機関へ送信する。このとき、件名は、「選挙区(比例代表)投票結果、市町村別(括弧書きで)(確定) (【訂正】(〇))」(○は回数)とし、本文には「CSV」とのみ書き込む。訂正の場合は、訂正個所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由も書き込んで、送信することとする。
- ⑤ 発声·処理
 - ・「選挙区(比例)、投票結果、全市町村分CSV、まとめてメール送信します。」と発声し、10秒程度待機の上送信し、「送信しました。」と発声の後、処理確認票にチェック記入して、メディア(CDロム)と共に、メール送信係の籠に保管する。

(3) 【県集計票の公表】

① 定時公表及び最終確定時の発表は、合区端末班経由で代行端末班から回付された次の県集計票について、報道各社へのメール送信により行う。 なおこの際、HP担当へもCCでメールを入れること。

| 区分 | 内容 | 備考 |
|-------|-----------------------------|-----------|
| CSV | ①選挙区投票結果(県計)CSV | |
| ファイル | ②選挙区開票状況(県計)CSV | |
| | ③選挙区開票結果(県計)CSV | 全市町村確定時のみ |
| | ④比例代表投票結果 (県計) CSV | 全市町村確定時のみ |
| | ⑤比例代表開票結果(県計CSV) | |
| Excel | ①選挙区投票結果 | |
| ファイル | [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 | |
| | (選挙区・様式1-1、1-2、1-3)] | |
| | ②比例代表投票結果 | |
| | [(国内+在外)、(国内)、(在外)、 | |
| | (比例・様式1-1、1-2、1-3)] | |
| | ③選挙区開票状況(候補者別開票区別得票数一覧) | |
| | (選挙区・様式2) | |
| | ④選挙区開票結果(開票区別投票総数) | 全市町村確定時のみ |
| | (選挙区・様式3) | |
| | ⑤比例代表開票状況(総括表、得票総数の開票区別政党等別 | |
| | 一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧) | |
| | (比例・様式2、3、4) | |
| | ⑥比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別 | 全市町村確定時のみ |
| | 一覧、開票区別投票総数) | |
| | (比例・様式5、6) | |

- ② 送信の際、件名は、CSVについては、「選挙区 (比例代表) 投票 (開票) 結果〇時〇分現在県計 (中間) (〇時〇分県計 (確定)) CSV」とする。Excelについては、「選挙区 (比例代表) 投票 (開票) 結果〇時〇分現在県計 (中間) (〇時〇分県計 (確定)) Excel」とする。
 - ・本文には、ファイルの種類(「CSV」又は「Excel」)のみを書き込む。
- ③ 発声·処理
 - ・「選挙区(比例)、投票(開票)結果、口口時口口分(〇〇時〇〇分全確定)、CSV(県集計エクセル)、メール送信します。」と発声し、10秒程度待機の上送信し、「送信しました。」と発声の後、処理確認票にチェック記入して、HP担当に回付する。※メディアは手元に保管
- ④ 全市町村が確定した後に、訂正報があった場合の送信メールは、「選挙区(比例代表)投票(開票)結果(県計)(確定)【訂正】〇」(○は、県集計票の訂正回数)とし、調整係から回付されたファクシミリ送信票で訂正内容を確認した上で、本文に、ファイル種類(CSV又はExcel)、訂正個所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで送信する。市町村の開票結果の個票修正の場合も同様に行う。
- (例) ◇◇党得票数 205→105、 ○□党得票数 105→205 理由:入力ミス
- ⑤ 訂正報のメール送信についても、②に基づいて発声・処理を行う。

<u>D ホ ー ム ペ ー ジ 担 当</u>

(1) メール送信係からBCCでメールを受ける。メールに添付されたExcelのみをDLし、ホームページにアップ(更新)する。HP担当の対応が必要となるのは、定時報、確定報、及び訂正報である。

E 発表係

- (1)【通常処理(単県分)】
 - ① 発表は、県政記者室で行う。
 - ② 発表するデータは次のデータとする。
 - *選挙区投票結果 ((国内+在外)、(国内)、(在外))・・・・・【選挙区・様式1-1、1-2, 1-3】
 - *比例代表投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))・・・・【比例・様式1-1、1-2, 1-3】
 - *選挙区開票状況(候補者別開票区別得票数一覧)・・・・・・【選挙区・様式2】
 - *選挙区開票結果(開票区別得票総数)・・・・・・・・【選挙区・様式3】

- *比例代表開票状況 (総括表)・・・・・・・・・・【比例・様式2】
- *比例代表開票状況(得票総数の開票区別政党等別一覧)・・・・【比例・様式3】
- *比例代表開票状況(名簿登載者の得票総数の政党別一覧)・・・【比例・様式4】
- *比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別一覧)・・【比例・様式5】
- *比例代表開票結果 (開票区別投票総数)・・・・・・・【比例・様式6】
- ③ 県政記者室へ提供する書類はすべてA4判とする。
- ④ 時間別投票速報(県計集計表)(投票結果を含む。)
- (ア)代行端末班が「選挙区(比例)投票結果(の訂正)□□時□□分、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを引き取る。
- (イ)表の右上にある「 時 分発表」の空白の欄に時間を記入して、投票状況の場合にはさらに帳票のすべてに 中間報 印を右肩に押し、訂正のある回示の場合は、訂正のある団体名の左側に「訂正 ○」と記入した上で、帳票を19部コピー機で複写し、原本1部とともに県政記者室に持ち込み、「選挙区(比例)投票 速報、□□時□□分です。(訂正箇所があります)」と発声し、配付する。

(報道関係者用17部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)

さらに、原本を使って、県政記者室内にあるBIZFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化政策課のファックスで送信する。

- (ウ) 投票結果が確定した場合の処理
 - ア 代行端末班が「選挙区(比例)投票結果、〇〇時〇〇分最終確定、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを引き取る。
 - イ 選挙区選挙の場合、先ず、執務室内のファクシミリ機器(0857-26-8129)から、島根県選 管へファクシミリ送信を行う(比例代表の場合、島根県選管への送信は行わない。)。
 - ウ 次に、帳票のすべてに**確定報**印を右肩に押した上で、**19部**コピー機で複写し(配付する帳票が2枚以上になる場合には、ホッチキスで留めた上で)、原本1部とともに県政記者室に持ち込んで、「選挙区 (比例) 投票結果、〇〇時〇〇分全確定です。」と発声して配付する(帳票が2枚以上になる場合には、すべての帳票に印を押す。)。
 - ・なお、確定報後の訂正の場合は、帳票のすべてに 確定報 印に加え 訂正報 印も右肩に押す。
 - エ さらに、原本を使って、県政記者室内にあるBIZFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化政策課のファックスで送信する。
- (エ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。
- ⑤ 時間別開票速報(県計集計表)(開票結果を含む。)
- (ア) 定時の開票速報については、上記④ (ア) 及び(イ) と同様の処理を行う。
 - ア ただし、選挙区選挙については、上記④ (ア) と (イ) の間に、常に上記④ (ウ) イと同様の処理も行う。
 - イ なお、比例代表については、早め(毎時55分)の帳票印刷となる。
- (イ) 開票結果が確定した際には、上記④(ウ)と同様の処理を行う。
 - ア ただし、比例代表については、上記④ (ウ) イの処理は行わない。
- (ウ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。
 - (※選挙区選挙の開票については、帳票への押印・増刷を行う前に、常に島根県選管へのファクシミリ送信を行う。)
- (2)【通常処理(合区分)】
 - ① 発表は、県政記者室で行う。
 - ② 発表するデータは次のデータとする。
 - *選挙区投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))・・・・・【合区投票結果集計】
 - *選挙区開票状況(候補者別得票数)・・・・・・・・・【合区中間開票状況】
 - *選挙区開票結果(候補者別得票数、無効投票数等)・・・・・【合区確定開票結果】
 - ③ 県政記者室へ提供する書類はすべてA4判とする。
 - ④ 投票結果(合区投票結果集計)の場合 ※確定時のみ
 - (ア) 合区端末班が「合区、投票者数速報(の訂正)、最終確定〇〇時〇〇、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを引き取る。
 - (イ)(訂正のある場合は、訂正のある団体名の左側に「訂正 〇」と記入した上で、)帳票を**19部**コピー機で 複写し、原本とともに県政記者室に持ち込み、「合区、投票者数速報、〇〇時〇〇分最終確定、です。(訂正 箇所があります)」と発声し、配付する。

(報道関係者用17部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)

さらに、原本を使って、県政記者室内にあるBIZFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化政策課のファックスで送信する。

- (ウ) 処理終了後、原稿を時間順に整理しておく。
- ⑤ 開票状況(合区中間開票状況)の場合
- (ア) 合区端末班が「合区、〇〇時〇〇時点、中間得票数速報、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、 帳票の打ち出しを引き取る。
- (イ) 帳票を19部コピー機で複写し、原本とともに県政記者室に持ち込み、「合区、中間得票数速報、OO時O

〇時です。」と発声し、配付する。

(報道関係者用17部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)

さらに、原本を使って、県政記者室内にあるBIZFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化政策課のファックスで送信する。

- (ウ) 記者室配付を終えて本部に戻ったら、原稿を時間順に整理しておく。
- ⑥ 開票結果(合区確定開票結果)の場合
 - (ア) 合区端末班が「合区、得票数速報(の訂正)、最終確定、印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、 帳票の打ち出しを引き取る。
 - (イ) 帳票を**19部**コピー機で複写し、配付する帳票が2枚以上になるので、ホッチキスで留めた上で、原本とともに県政記者室に持ち込み、「合区、得票数速報、最終確定です。(訂正箇所があります)」と発声し、配付する。

(報道関係者用17部、広報課用1部、選管事務局長用1部+原本1部)

さらに、原本を使って、県政記者室内にあるBIZFAXにて県政記者クラブ加盟報道機関へファクシミリ送信するとともに、本部に戻って同クラブ加盟外の報道機関へ、文化政策課のファックスで送信する。

(ウ) 記者室配付を終えて本部に戻ったら、原稿を時間順に整理しておく。

(3)【訂正報の処理】

- ・訂正報の電話があった場合、調整係に呼ばれるので、訂正市町村名、訂正する速報の別(投票または開票) を確認し、記者室で待機中の選管事務局長に「△△市(町村)、投票(開票)結果、訂正報入ります。」と第 一報(電話:7700)を入れる。
- ・指導係から訂正理由の説明があった後、訂正報の作成に移る。調整係から回付された訂正前データ入力票 (訂正前ファクシミリ)と訂正後データ入力票(訂正後ファクシミリ)を、所定様式(A3判)に貼り付け、 訂正理由を記入して、21部(A3→A4判へ縮小)複写し、1部をメール送信係に渡すとともに、19部 と原稿とする1部を県政記者室へ持ち込む。選管事務局長に1部手交したのち、17部を各社の箱へ配付し、 原稿(1枚目の左上に®と記入)でBIZFAX送信を行い、1部を広報課の箱に入れる。

① 投票速報の場合

- (ア) 県集計の訂正時の定時確定処理時に、調整係から回付された訂正報を19部(A4判) 複写し、県政記者室に配付する。
- (イ) **原稿**を使って同帳票を県政記者室のBIZFAXで送信する。

〈事務局長説明〉

「選挙区(比例代表)□□時□□分投票結果の訂正です。△△町(市)に訂正があります。理由(原因)は、・・・・・です。」

② 開票速報の場合

(ア) 開票速報の場合は直ちに記者室へ資料提供する。調整係から回付された新旧訂正報ファクシミリ送信票を 19部(A4判)複写し、県政記者室に配付する。

〈事務局長説明〉

「選挙区(比例代表)開票結果の訂正です。理由(原因)は、・・・・・です。」

(イ) **原稿**を使って同じ帳票を県政記者室のBIZFAXで送信する。

③ 全市町村確定後の場合

・選挙区及び比例代表の開票速報において、全市町村が確定した後に、訂正報が入った場合には、調整係の指示により、まずは報道機関あて訂正報が入る旨の緊急連絡票を県政記者室のBIZFAXにより一斉送信する。

·その後、県集計表に修正個所を明記したものを19部複写して発表する。

F 調整係

◎使用する電話及びファクシミリは下記のものとする。

- ◆電 話 0857-26-7057
 - 0857-26-7580 (予備)
- ◆ファクシミリ 0857-26-8129

<速報の進捗管理及び市町村との連絡調整>

- ア 速報全体の進捗を管理し、県サーバ画面及びチェックリストにより、処理状況の把握を行う。
- イ 報道機関への報告時刻に、電算係に対して確定処理を指示する。
- ウ 報告の遅い市町村に対し、適宜督促を行う。

(1)【集計作業】

① 選挙区選挙

・公表の定時となったら、「代行端末班は新たなメールの受信をやめてください。」「□□時□□分現在(最終確定○○時○○分)、選挙区投票(開票)、状況(結果)、集計処理をしてください。」と発声し、電算係に集計処理開始を指示する。代行端末班の保存、印刷が終わったら、「メールの受信を再開してください。」と発声して通常処理に戻す。

② 比例代表

・中央選管への定時報告の10分前となったら、「代行端末班は新たなメールの受信をやめてください。」「ロロ時ロロ分現在(最終確定〇〇時〇〇分)、比例、投票(開票)、状況(結果)、集計処理をしてください。」と発声し、電算係に集計処理開始を指示する。代行端末班の保存、印刷が終わったら、「メールの受信を再開してく

ださい。」と発声して通常処理に戻す。

(・なお、選挙区、比例代表のいずれも、代行端末班から「市町村データ保存作業中です」と発声があった場合には、市町村個票保存作業を優先させ、その後に改めて集計指示を行う。)

(2)【県サーバ異常時】

- ① 市町村から受信したメールの件名と添付ファイル名に不突合が生じるなどの理由により、県サーバで異常が確認されたら、県端末班から市町村連絡票を受け取り、市町村委員会に電話で内容を確認し、処理方法を指示する。
- ② 市町村委員会への指示後は、市町村連絡票へ処理済みである旨を記入し、処理確認票へホッチキスで添付し、県端末班へ回付する。

(3)【訂正報の処理】

- ① 市町村から訂正報の電話があったときは、次のとおり処理する。
 - ア 電話を切らずに「△△町(市・村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果、訂正報入ります。<u>△△町(市・村)に係る作業は</u>中断してください。」と発声する。

(・訂正に関係ない市町村の作業はできる限り止めない。)

- イ 指導係及び発表係を呼ぶとともに、当該市町村データの処理状況(県サーバ等における処理状況)を確認 する。また、指導係の確認を得た上で、発表係に第一報を行うことを指示する。
- ウ 引き続き、電話を切らずに、市町村の速報担当者に訂正前後のチェックリストをファクシミリで送信済みであることを確認する。
- エ 送信されたファクシミリを2部複写した上で、1部を県端末班に回付し、訂正前データの確認を行って もらう。もう1部は訂正報作成用に発表係へ回付する。

(県端末班は、データ確認の間、代行端末班の発声中止、発声再開の指示を行う。)

- オ 確認後そのまま電話を切らずに、指導係に替わり訂正理由を確認後、再度調整係に電話を替わる。
- カ 市町村から送られてきたファクシミリ送信票をもとに、市町村の速報担当者とすべてのデータの読み合わせを行い、訂正内容を確認する。なお、市町村が訂正箇所には〇印を付すことになっているが、漏れている場合は読み合わせをしながら〇印を付す。
- キ 市町村へ訂正後データの送信を指示する。受信後は、県端末班にファクシミリと訂正後データの確認を 行ってもらう。
- ク 代行端末班がメディア (CDロム) 保存作業を終えた時点で通常処理に戻す (この時点で、市町村との電話を終了する。)。
- ② 市町村は、ファクシミリを送信した後速やかに電話連絡を行うこととなっているが、県がファクシミリを受信したにもかかわらず電話報告がない場合には、県から連絡することとし、前項と同様の内容を確認する。
- ③ ファクシミリデータと送信されたファイルデータが一致しない旨県端末班から報告があった場合には、市町村に確認を行う。
 - ア なお、電話連絡を受けてから5分を経過しても代行端末でデータが受信できない場合には、市町村に 督促し、速やかに送信出来ない理由を確認しておくこと。
- ④ 既に県計が確定した速報について、訂正報が入ったときは、発表係に報道各社への連絡を指示するとともに、 訂正報のファクシミリを1部複写してメール送信係に回付する。

(4)【オンライン不通時の処理】

- ① 市町村のオンラインが不通となったときは、第1報が電話(0857-26-7057、0857-26-7580)で入るので、
 - ア 電話を切らずに「速報システム不通。送信できない報告は、△△町(市・村)、選挙区(比例)、投票(開票)結果です。」と発声する。
 - イ 市町村の速報担当者に対して、オンライン復旧までの間は、 ファクシミリ 0857-26-8129 、 電話 0857-26-7057、0857-26-7580により速報を行うことを指示し、「△△町(市・村)、ファクシミリ送信指示しました」と発声する。
- ② 既にファクシミリを受信している場合には、発受信者間でファクシミリデータを読み上げ確認し、最後に発信者、受信者の氏名を相互に呼称して記入する。
- ③ 電話報告を受けた際にファクシミリを受信していない場合には、一旦電話を切り、電算係・県端末担当に口頭で連絡する。ファクシミリを受信後に、再度データ確認のため市町村の速報担当者に対し電話をかける。 ア 電話を受けてから5分を経過してもファクシミリが到着しない場合には、こちらから市町村に督促し、速やかにファクシミリ送信できない理由を確認すること。
- ④ ファクシミリの内容が確認された時は、代行端末3班に回付する。

(5)【留意事項】

- ① 訂正報を処理する場合の回示の考え方は、以下のとおりである。
 - ア 中間、最終に関わらず、訂正報は次の回示での処理になる。
 - イ 訂正待ちの状態で回示確定時刻が到来した場合は、訂正報の到着を待たずに回示確定を行う。回示確定後、 訂正報が到着すれば次回示での処理となる。
 - ウ 選挙毎の投票、開票のそれぞれの最終確定時には、調整係は、「選**挙区**(比例)、投票(開票)結果、最終確定。確定時刻は〇〇時〇〇分。確定処理をしてください。」と発声する。この発声を受け、県端末班は処

理確認票に確定時刻を入力して確定処理を行う。

G指導係

調整係とともに投開票の全体管理を行いつつ、投開票に係る市町村からの照会に応じる。また無効投票速報を確認したときは、選挙毎に市町村に対して解除連絡を行う。

1 無効投票速報を受け取った時

- ア 市町村からの報告が届き次第、投票速報、開票速報が報告済みであることを確認する。 (投開票速報が済んでいない場合、市町村に確認をとる。)
- イ 県端末班のチェックリスト等により速報の未受信が確認された時は、市町村に連絡し、データ送信を依頼するとともに、送信後に再度、無効投票内訳についてファクシミリを送信するように依頼する。
- ウ 全ての作業の終了が確認され次第、選挙毎に市町村に対して解除連絡を行う。

(4) 第25回参議院議員通常選挙 投票・開票状況公表時刻一覧表(鳥取県選管発表分)

| | 区分 | 公表内容 | 公表様式 | 公表項目 | 公表のタイミング | 公表方法 |
|-------------|--------|--------------------------|--|-------------------------------|---------------------------|---|
| | 推定投票率 | 速報投票区の投 票状況 | 速報投票区投票状況一覧 | ・投票者数 ・推定投票率 | 9時から20時まで+19時 30分(13回) | ·県政記者室配付 ·BIZFAX等送信 ·県選管HP |
| | 確定投票率 | 市町村毎の投票 結果 | 選挙区投票結果(市町村別個票)CSV | ・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数 | 全市町村の投票速報が 揃い次第 | ・メール送信 |
| | | | 選挙区投票結果(県計集計票)CSV | ・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数 | | ・メール送信 |
| 選 | | 県選管の定時集 計報(又は確定 報) | 選挙区投票結果(県計集計票)Excel | ・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数 | 20時30分から30分おき、 最終確定時まで | ・メール送信・県選管HP |
| 挙 区 選 | | | 選挙区投票結果(選挙区·様式1-1、1-2、1-3) | ・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数 | | ·県政記者室配付 ·BIZFAX等送信 |
| 挙 | | 市町村毎の開票 結果 | 選挙区開票結果(市町村別個票)CSV | •候補者別得票数 | 各市町村から開票速報 が入り次第 | ・メール送信 |
| | 開 | 県選管の定時集 計報(又は確定 報) | 選挙区開票状況(県計集計票)CSV | | | ・メール送信 |
| | 票 状 | | 選挙区開票状況(県計集計票)Excel | ·候補者別得票総数 | 21時30分から30分おき、 | ・メール送信・県選管HP |
| | | | 選挙区開票状況(選挙区·様式2) | | 最終確定時まで | · 県政記者室配付 · BIZFAX等送信 |
| | | | <最終確定時> 選挙区開票 <u>結果</u> (選挙区・様 式2、3) | | | ・県政記者室配付 ・BIZFAX等送信 |
| | 確定投票率 | 市町村毎の投票 結果 | 比例代表投票結果(市町村 別個票)CSV | ・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数 | 全市町村の投票速報が 揃い次第 | ・メール送信 |
| | | 県選管の定時集 計報(又は確定 報) | 比例代表投票結果(県計集計票)CSV | | | ・メール送信 |
| | | | 比例代表投票結果(県計集計票)Excel | ・投票者数 ・投票率 ・当日有権者数 | 最終確定時 | ・メール送信・県選管HP |
| 比例 | | | 比例代表投票結果(比例·様 式1-1、1-2、1-3) | | | · 県政記者室配付 · BIZFAX等送信 |
| 代 表 | | 市町村毎の開票 結果 | 比例代表開票結果(市町村 別個票)CSV | ·政党別名簿登載者別得票数 | 各市町村から開票速報 が入り次第 | ・メール送信 |
| 選挙 | | 県選管の定時集 | 比例代表開票結果(県計集計票)CSV | | | ・メール送信 |
| | 況 | | 比例代表開票結果(県計集計票)Excel | ・政党別名簿登載者別得票数 ・開票率 | 23時00分から1時間お | ・メール送信・県選管HP |
| | | 計報(又は確定 報) | 比例代表開票状況(比例·様式2、3、4) | | き、最終確定時まで | · 県政記者室配付 · BIZFAX等送信 |
| | | | <最終確定時> 比例代表開票 <u>結果</u> (比例・様 式2、3、4、5、6) | ·政党別名簿登載者別市町村 別得票数 ·開票率 | | ・県政記者室配付 ・BIZFAX等送信 |

(5) 開票予定場所•予定時刻表

| | | | 選挙区選挙 | | | 比例代表選挙 | | |
|----|-------|-------------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 団体名 | | 投票速報 | 開票開始 | 開票速報 | 投票速報 | 開票開始 | 開票速報 |
| | | | 予定時刻 | 予定時刻 | 予定時刻 | 予定時刻 | 予定時刻 | 予定時刻 |
| | 鳥取市 | 鳥取市民体育館 | 21:45 | 21:00 | 23:00 | 21:45 | 21:00 | 2:00 |
| 都 | 米子市 | 鳥取県立武道館(主道場) | 21:15 | 21:00 | 23:15 | 21:15 | 21:00 | 1:30 |
| 市 | 倉吉市 | 倉吉市営体育センター | 21:10 | 21:00 | 22:40 | 21:10 | 21:00 | 0:30 |
| | 境港市 | 境港市保健相談センター講堂 | 20:40 | 21:00 | 22:30 | 20:40 | 21:00 | 0:30 |
| 岩美 | 郡 岩美町 | 岩美町役場 大会議室 | 19:50 | 20:00 | 21:00 | 19:50 | 20:00 | 23:00 |
| 八 | 若桜町 | 若桜町山村開発センター集会室 | 20:45 | 20:50 | 21:50 | 20:45 | 20:50 | 0:20 |
| 頭 | 智頭町 | 智頭町総合センター | 19:30 | 20:05 | 21:20 | 19:30 | 20:30 | 23:10 |
| 郡 | 八頭町 | 八東体育文化センター | 20:50 | 21:00 | 22:50 | 20:50 | 21:00 | 1:30 |
| | 三朝町 | 三朝町総合文化ホール | 20:45 | 21:00 | 22:15 | 20:45 | 21:00 | 23:00 |
| 東伯 | 湯梨浜町 | 湯梨浜町立羽合小学校 | 20:50 | 21:00 | 22:30 | 20:55 | 21:00 | 23:00 |
| 郡 | 琴浦町 | 琴浦町東伯勤労者体育センター | 19:50 | 20:00 | 21:20 | 19:50 | 20:00 | 23:00 |
| | 北栄町 | 北条農村環境改善センター | 20:45 | 21:00 | 22:30 | 20:50 | 21:00 | 1:15 |
| | 日吉津村 | 日吉津村農業者トレーニングセンター | 20:10 | 20:15 | 21:10 | 20:10 | 20:15 | 23:00 |
| 西佐 | 大山町 | 大山町保健福祉センターなわ | 20:00 | 20:15 | 22:00 | 20:00 | 20:15 | 23:00 |
| 伯郡 | 南部町 | プラザ西伯大会議室 | 20:30 | 21:00 | 21:45 | 20:30 | 21:00 | 23:15 |
| | 伯耆町 | 伯耆町農村環境改善センター | 21:00 | 21:00 | 22:30 | 21:00 | 22:00 | 23:30 |
| 日 | 日南町 | 日南町役場 | 19:30 | 20:15 | 21:30 | 19:30 | 21:15 | 22:30 |
| 野 | 日野町 | 日野町山村開発センター | 19:50 | 20:00 | 20:50 | 19:50 | 20:50 | 22:50 |
| 郡 | 江府町 | 江府町山村開発センター | 20:00 | 20:00 | 20:40 | 20:00 | 20:40 | 22:30 |